

外国人生徒等に係る特別枠選抜募集要項

福島県立福島北高等学校

〒960-0201 福島市飯坂町字後畑1番地

TEL (024)542-4291

FAX (024)542-9930

1 アドミッション・ポリシー

福島北高校では、次のような生徒を求めています。

- ① 学習に意欲的に取り組み、大学・短期大学・看護医療系分野への進学や公務員受験を目指す生徒。
- ② 芸術系教科（音楽・美術・書道）のいずれかに興味・関心が高く、その知識や技能をさらに深めたい生徒や芸術分野への進学を目指す生徒。
- ③ 保育・食物・福祉分野のいずれかに興味・関心が高く、その方面への進学や就職を目指す生徒。
- ④ 商業科目に興味・関心が高く、商業・情報系の資格取得に挑戦し、進学や就職を目指す生徒。
- ⑤ 文化・スポーツ活動に積極的に取り組んでおり、入学後も意欲的に活動をする生徒。

2 募集定員

全日制の課程 総合学科 若干名 とする。

3 出願資格

外国人生徒等に係る特別枠選抜により本校に出願することができる者は、次の(1)(2)のいずれかに該当し、加えて(3)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 外国人生徒等に係る特別枠選抜に関する条件
 - ① 外国人生徒の場合
保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が6年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。
ただし、「入国後の在日期間が6年以内」とは、原則として、入国した日から令和7年2月1日現在で6年が経過していない場合をいう。

② 海外帰国生徒の場合

海外に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和7年2月1日現在、帰国後6年以内で、保護者と共に福島県内に居住し、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。

ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、県内に志願者と同居することが確実であれば出願を認める。

4 受付期間

- (1) 令和7年2月4日(火)から2月7日(金)までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

5 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者
 - ① 令和7年度外国人生徒等に係る特別枠選抜入学願書（県教育委員会において作成したもの）

入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
 - ② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

ただし、本県所定の調査書の記載が困難な場合は、外国における最終学校の成績証明書、又はこれに代わるもので代替することができる。
また、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することがある。
なお、提出期間は令和7年2月14日(金)から2月17日(月)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
 - ③ 外国人生徒等に係る特別枠選抜受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名及び志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ 外国人生徒等については、そのことを証明する書類を添付する。
◇外国人生徒・・・市町村長が発行する「住民票の写し」
◇海外帰国生徒・・・海外生活を証明する書類（在住期間明示のもの）
 - ⑥ 外国人生徒等特別枠選抜適用申請書（様式特枠1号）
 - ⑦ その他本校校長が必要とする書類
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 令和7年度外国人生徒等に係る特別枠選抜入学願書（県教育委員会において作成したもの）

入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
 - ② 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することがある。

- ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ④ 外国人生徒等に係る特別枠選抜受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名を記入したもの）
- ⑥ 外国人生徒等については、そのことを証明する書類を添付する。
◇外国人生徒・・・市町村長が発行する「住民票の写し」
◇海外帰国生徒・・・海外生活を証明する書類（在住期間明示のもの）
- ⑦ 外国人生徒等特別枠選抜適用申請書（様式特枠1号）
- ⑧ その他本校校長が必要とする書類

6 選抜方法

本校校長は、中学校長等から提出された調査書の審査結果、作文の結果及び面接の結果を資料として、さらに基礎学力検査の結果を併せて資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を実施する。

- (1) 調査書 「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。
- (2) 作文 日本語による作文を実施する。
あるテーマについて、600字以内で自分の思いや感想等を述べる。
段階評価とする。
- (3) 面接 日本語による個人面接を実施する。段階評価とする。
- (4) 基礎学力検査 日本語による基礎学力検査(国語、数学、英語)を実施する。
点数化し、各教科の満点を50点とする。

7 作文・面接・基礎学力検査の日時及び会場等

- (1) 日 時 令和7年3月5日(水) 午前9時～
- (2) 受付時間 午前8時10分～午前8時30分
- (3) 日 程

8:10 8:30 9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20～

受付 (20分)	呼点 諸注意 (30分)	国語 (50分)	休 (20分)	数学 (50分)	休 (20分)	外国語 (英語) (50分)	昼食 (60分)	作文 (50分)	休 (20分)	面接
-------------	--------------------	-------------	------------	-------------	------------	----------------------	-------------	-------------	------------	----

- (4) 会場 福島県立福島北高等学校
- (5) 持ち物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規、腕時計
※下敷、三角定規のうち各辺の長さの比率が刻字されているもの、分度器（分度器機能を有する定規を含む）、文字盤に月や星座などの英語表示がある時計、英語のことわざが書いてある文具は使用できない。
※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチ等）、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

8 合格者発表

- (1) 合格者は、令和7年3月14日(金)正午以降に、本校で発表する。
- (2) 「合格通知書」及び入学に必要な書類は、合格者発表時に合格者に対して「受験票」と引き換えに交付する。ただし、交付時間は、合格発表当日の午後2時までとする。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

9 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した選抜を実施し、他の受験者と併せて判定する。

- (1) 追検査等の対象となる志願者
 - ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者
なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

- (2) 追検査等受験の手続き
 - ① 在学（出身）中学校長は、事前に志願先高等学校長に連絡する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
 - ② 追検査等の受験を希望するものは追検査等受験願を令和7年3月7日（金）午後4時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。
 - ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

(3) 日 時 令和7年3月11日（火） 午前9時～

(4) 受付時間 午前8時10分～午前8時30分

ただし、面接検査のみの受験を許可された者は、午後1時～午後1時20分

(5) 日 程

13:00～ 面接のみの受験者受付

8:10	8:30	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55～
受付 (20分)	点呼 諸注意 (30分)	国語 (50分)	休 (15分)	数学 (50分)	休 (15分)	外国語 (英語) (50分)	昼食 (50分)	作文 (50分)	休 (15分)	面接

(6) 会 場 福島県立福島北高等学校

(7) 持 ち 物

① 学力検査のみ、又は、学力検査と面接の両方の受験を許可された者

追検査等受験許可証、受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、
消しゴム、コンパス、定規、腕時計

※下敷、三角定規のうち各辺の長さの比率が刻字されているもの、分度器（分度器機能
を有する定規を含む）、文字盤に月や星座などの英語表示がある時計、英語のこ
とわざが書いてある文具は使用できない。

※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチ等）、電子辞書
等の電子機器類は持ち込まないこと。

② 面接のみの受験を許可された者

追検査等受験許可証、受験票、上ばき

※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチ等）、電子辞書
等の電子機器類は持ち込まないこと。

10 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別
室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を令和7年3月7日（金）午後4時まで
に本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡
する。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を受けた本校校長は、「一部未完了
となった選抜の意思連絡書受領書」を交付する。

なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望
した場合の手続きについては、この要項に示した「9 追検査等の実施」の「(2) 追検
査等受験の手続き」（4ページ参照）に定めるところによる。「一部未完了となった
選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみ
で合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 引率者・保護者控室は設置しない。

(3) 以上のほかは、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところに
よる。

(4) 「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるもののほか、必要な事項
及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育委員会教育長がこれを定める。